

感染拡大防止対策支援金（補助金）のお知らせ

事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援いたします。

補助対象者

輪島市に主たる事業所等を有する中堅・中小企業等 ※個人事業主を含む
※「小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金（受付期間:5/18～6/30）」
の申請者であっても、内容が異なれば本補助金への申請は可能です。
（ただし、内容が同一（重複）の申請は不可）
※補助対象要件の詳細は、公募要領等でご確認ください。

補助上限率・補助率

補助上限額 **1事業者あたり50万円**

補助率 **4/5**

※申請後、審査を経て採択されることが条件となります。

申請受付期間

令和2年

7月1日（水）

～9月30日（水）

補助対象経費

令和2年4月21日以降に事業開始（契約・発注）した取り組みで、感染拡大防止策として、飛沫感染防止のための資材等を新たに導入するために必要な経費（消費税抜）
※令和2年4月21日～12月31日までに支払行為が完了するもの
※事業費は5万円（税抜）以上

（具体例）

- ・客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテンや衝立の購入及び設置に係る経費
- ・客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費
- ・カウンターやテーブルの改修に係る経費 等

※【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、販売や有償レンタルを目的とした製品や商品等の生産・調達に係る経費、預託金・敷金・保証金等

申請・相談窓口

輪島商工会議所 928-0001 輪島市河井町20部1-1

※申請書類は、郵送でご提出ください。

お問い合わせ TEL 0768-22-7777